本号で公布された法令のあらまし

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六三号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている品目（麦芽）について、平成三〇年度下期における数量を二三万六、四〇〇トンと定めることとした。（別表関係）

2　この政令は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六四号）（経済産業省）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二六号）の一部の施行期日を平成三〇年九月二五日とすることとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二六五号）（経済産業省）

産業競争力強化法施行令の一部改正関係

1　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の有効期間に関する規定の整備

認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の有効期間を三年とすることとした。（第二〇条関係）

2　特定株式の譲受け等に関する規定の整備

㈠　株式会社産業革新投資機構が譲受けを行い、又は譲渡を行おうとする特定株式の評価等に関する規定の整備を行うこととした。（第二二条及び第二四条関係）

㈡　産業競争力強化法第一一三条の規定により会社法の規定を準用する場合における技術的読替えに関する規定の整備を行うこととした。（第二三条関係）

二　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

産業競争力強化法第七六条に規定する中小企業信用保険法の特例に係る保険料率について規定することとした。（第二条関係）

三　関係政令の整備

その他関係政令の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第四条～第七条関係）

四　経過措置

産業革新委員会の委員長及び委員に関する経過措置について定めることとした。（第八条関係）

五　附則

1　この政令の施行に伴う罰則に関する経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

2　この政令の施行に伴う関係政令の所要の規定の整理を行うこととした。（附則第三項関係）

六　この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年九月二五日）から施行することとした。

政　令

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十三号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成三〇年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成三〇年一〇月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「二七七、三〇〇トン」を「二三六、四〇〇トン」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年九月二十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一